すべての人が地方公共団体のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、ウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を平成17年度に策定しており、平成22年8月に「ウェブコンテンツ」に関するJISの改正が行われたこと等を受け、平成22年度に本運用モデルの改訂を行った。

2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

(1) 電子投票の実施の促進

電子投票とは、電磁的記録式投票機(いわゆる電子投票機)を用いて投票する方法であり、開票事務の迅速化に貢献するとともに、自書を必要としないことから、自書が困難な選挙人であっても比較的容易に投票することが可能である。

我が国における電子投票は、平成14年2月より、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することが認められている。 平成26年3月現在、電子投票条例を制定している市町村は7団体である。

総務省としては、電子投票の導入を促進するにあたり、電子投票システムの更なる信頼性向上のための技術的な課題や導入団体の実施状況等についての調査分析を引き続き行い、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいる。

(2) テレワークの推進

テレワークはICT(情報通信技術)を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、女性、高齢者、障害のある人等の就業機会の拡大にも寄与するものと期待されている。

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化

等に資するものとして、関係各省が連携し、 テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整 備、普及啓発等を推進することとしている。

総務省においては、時間や場所の制約を受けることのない柔軟な働き方を可能とするとともに、仕事と育児・介護の両立、高齢者等の多様な人材の就業機会の拡大に資するテレワークの本格的普及を図るため、民間企業に対するテレワークの導入・運営に向けた専門家派遣や、これら取組を通じたテレワーク優良導入事例の策定を行った。さらに全国各地でセミナーを開催し、その普及を図った。

3. 情報提供の充実

(1) 情報提供に係る研究開発の推進

ア 民間による研究開発に対する支援

総務省では、高齢者や障害のある人向けの通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、支援を行っているほか、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、身体に障害のある人のための通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対する助成、情報提供を実施している。

イ 使いやすい電話機の開発

通信サービスの中でも特に電話は、障害のある人にとって日常生活に欠かせない重要な通信手段となっており、こうした状況を踏まえ、電気通信事業者においても、音量調節機能付電話等福祉用電話機器の開発や車いす用公衆電話ボックスの設置など障害のある人が円滑に電話を利用できるよう種々の措置を講じている。

(2)情報提供体制の整備

ア 情報ネットワークの整備

ネットワークを利用し、新聞情報等を即時 に全国の点字図書館等で点字データにより受